

事 務 連 絡

平成 2 1 年 3 月 1 3 日

社団法人 全日本病院協会 御中

社会保険診療報酬支払基金

支払基金の特定健診・保健指導決済システムによる  
チェック仕様の変更について（お知らせ）

平素は支払基金の業務運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、支払基金では特定健診・特定保健指導データのチェック仕様の変更を下記のとおり実施し、本年 4 月 1 3 日（月）以降の受付分から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、本件につきましては、支払基金支部から「特定健診・特定保健指導機関届」が提出されている貴団体の傘下の機関へ連絡予定であることを申し添えます。

おって、今回のチェック仕様の変更については、厚生労働省の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に基づき実施するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 特定健診関係

以下の条件に合致しない場合は、受付エラー（L2）とするようチェック仕様を変更した。

- (1) 提出される特定健診データの必須の特定健診項目のチェックについては、これまで特定健診項目の検査結果値が未実施又は測定不可能として記録されている場合（全項目が未実施の場合は受付エラー）は受付エラーとしていなかったが、必須と定められている特定健診項目については、必ず検査結果値が記録されているかチェックを行う。

ただし、次の場合は受付エラーとはしない。

ア 尿検査において生理中の女性又は腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対して検査を行わなかった場合（尿検査を行えなかった理由を医師の判断欄に記録）

イ BMI が 20 未満又は「L」（入力最小値の範囲外）が記録されている場合で医師が腹囲の計測を省略した場合

ウ 腹囲（自己申告）のみ未実施以外で記録されている場合で BMI が 22 未満又は「L」（入力最小値の範囲外）が記録されている場合

- (2) 「空腹時血糖」の検査結果値が記録され、「採血時間（食後）」も併せて記録されている場合、「採血時間（食後）」に「2（食後 10 時間以上）」が記録されている

かの関連チェックを行う。

- (3) 「詳細な健診（貧血検査・心電図・眼底検査）」を実施した（保険者への請求金額が発生している）場合は、詳細な健診の実施理由が記録されているかの関連チェックを行う。
- (4) 特定健診項目の「形式」のチェックを行う。
- (5) 質問票の必須項目以外の項目が記録されている場合、「XMLデータ型」、「形式」及び「コード値の範囲」が国が示している電子的標準様式に合致しているかチェックを行う。

## 2 特定保健指導関係

以下の条件に合致しない場合は、受付エラー（L2）とするようチェック仕様を変更した。

- (1) 「中間評価情報（90050）」、「継続支援情報（支援A①）（90040）」及び「継続支援情報（支援B①）（90040）」の必要項目が記録されているかチェックを行う。
- (2) 積極的支援の途中終了時の「最終評価情報（6ヶ月評価情報）」に必要な項目が記録されているかチェックを行う。

## 3 その他

- (1) 今回のチェック仕様の変更に係る詳細については、支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）に掲載していますので、ご参照ください。
- (2) 平成20年度の特定保健指導における請求額算定の計算式については、既に支払基金ホームページに公開していますが、平成21年度の健診結果に基づく保健指導の実施分に係る請求額の算定方法については、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き〔厚生労働省保険局〕のP69の「5-4-2 請求・決済額の算定方法（自己負担の設定方法）」の「②保健指導における算定額算定の考え方」が示されたことから、支払基金においても特定保健指導に係る請求額の算定の計算式を変更することとしています。

この請求額の算定方法の変更に係る計算式については、支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）に掲載していますので、ご参照ください。